平成26年12月31日現在

事件番号	業種	組合員数	該当事項	請求する 救済の内容	申立年月日	終結年月日	所要 日数	調査回数	審問回数		担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	(終結 \ 状況
		従業員数										
25   1	運輸業、郵便業	(4) 359	2 3	組合掲示板設置 団体交渉応諾 文書の手交及び掲示	H25.3.25	-	-	7	-	ı	〇三浦 △前出 △高林 (△川村)	係属中
		21,600										
25   2	医療・福祉業	(135) 600	1 3	差別取扱の禁止 分会の組織、運営に対する 支配介入の禁止 仮処分申立てによる支配介 入の禁止 文書の手交及び掲示	H25.8.12	1	1	10	1	1	<ul><li>◎松本</li><li>(○森田)</li><li>○藤本</li><li>△金森</li><li>△西場</li></ul>	係属中
		166										
25   5	製造業	(2) 600	2	団交応諾 文書の手交及び掲示	H25.12.6	H26.11.25	355	8	1	ı	〇向山 (〇村田) ム吉川 ム伊藤	関与 和解
		21										
26   1	建設業	(1) 650	1 2	団体交渉応諾 未払賃金の支払い 文書の手交及び掲示	H26.3.12	H26.7.30	141	5	1	1	〇小西 △土森 △野呂	関与 和解
		5										
26   2	サービス 業	(1) 650	2	団体交渉応諾 文書の手交及び掲示	H26.5.12	H26.8.25	106	4	1	1	〇三浦 △前出 △伊藤	関与 和解
		170										

※組合員員数欄の()内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

- 1:不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
- 2:団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)
- 3:支配介入(労働組合法第7条第3号) 4:報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)

<sup>※</sup> 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。